

約款変更の対象会員様および変更の概要

【約款変更の対象会員様】

以下の「RTCC-Ⅱサービス約款」が適用されている会員様が約款変更の対象となります。

- ①2021年4月1日以降2021年6月20日以前にご契約のエクシブVer. 20（箱根離宮・有馬離宮ECグレードのみ）会員様  
2021年4月1日以降2021年6月20日以前にご契約のエクシブ10会員様
- ②2021年6月21日以降にご契約のエクシブVer. 20、エクシブ10、エクシブユース会員様
- ③2021年6月21日以降にご契約のベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エクシブ会員様

【変更の概要】

・約款名称の変更

変更後の約款名称：RTCC サービス約款

(変更前の約款名称：RTCC-Ⅱサービス約款)

・サービス名の変更 ※上記①②の会員様のみ

変更後のサービス名：ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エクシブ交換プログラム利用サービス

(変更前のサービス名：ベイコート倶楽部・エクシブ交換プログラム利用サービス)

・RTCC 事務局の電話番号変更

約款変更後の電話番号：052-307-3030

(約款変更前の電話番号：052-310-8383)

・約款名称の変更に伴う変更

施設相互利用契約約款および施設利用契約約款の契約条項において、RTCC-Ⅱサービス約款と記載されている文言をRTCC サービス約款に変更